○静岡市市民活動センター条例

平成18年３月24日

条例第33号

改正　平成18年７月25日条例第85号

平成20年12月12日条例第158号

平成26年３月20日条例第20号

平成31年３月20日条例第17号

（設置）

第１条　静岡市は、市民活動（市民が営利を目的とせず、本市の社会的課題の解決に取り組む公益のための活動であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。）を促進することにより活力ある地域社会を実現するため、市民活動センターを設置する。

（名称及び位置）

第２条　市民活動センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市番町市民活動センター	静岡市葵区一番町50番地
静岡市清水市民活動センター	静岡市清水区港町二丁目１番１号

（平18条例85・平20条例158・一部改正）

（事業）

第３条　前条の表に掲げる市民活動センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

（１）市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。

（２）市民活動に関する相談に関すること。

（３）市民活動に関する講座等の実施に関すること。

（４）市民活動を行うもの相互の間及び市民活動を行うものと関係機関、団体等との間の連携及び交流の促進に関すること。

（５）市民活動のための施設の提供に関すること。

（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

（平20条例158・一部改正）

（開館時間）

第４条　センターの開館時間は、午前９時から午後９時30分（日曜日は、午後６時）までとする。ただし、静岡市清水市民活動センターの施設のうち第２会議室にあっては、午後６時（日

曜日及び土曜日は、午前９時）から午後９時30分（日曜日は、午後６時）までとする。

２　前項の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日におけるセンターの開館時間は、午前９時から午後６時までとする。

３　前２項の規定にかかわらず、第19条の規定による指定を受けてセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前２項の開館時間を変更することができる。

（平20条例158・一部改正）

（休館日）

第５条　センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

（１）毎月の第１水曜日及び第３水曜日

（２）12月29日から翌年の１月３日までの日

（事務ブース等の利用者の範囲）

第６条　センターの施設のうち次の各号に掲げる施設を利用することができるものは、当該各号に掲げるものとする。

（１）事務ブース、貸事務室及びロッカー　市民活動を行う団体で、本市の区域内において主な活動を行うもののうち市長が適当と認めるもの

（２）会議室　市民活動を行う団体又は個人

（平20条例158・一部改正）

（事務ブース等の利用の許可）

第７条　前条各号に掲げる施設（以下「事務ブース等」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

（利用の許可の期間）

第８条　センターの施設のうち事務ブース、貸事務室及びロッカーの利用の許可の期間は、１年以内とする。

２　事務ブース及び貸事務室の利用の許可の期間は、利用しようとするものの申請に基づき、当該施設の利用を開始した日から起算して３年を超えない範囲内において更新することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、３年を超えて更新することができる。

３　ロッカーの利用の許可の期間は、利用しようとするものの申請に基づき、これを更新することができる。

４　第１項の規定は、前２項の規定により更新する許可の期間について準用する。

（平20条例158・一部改正）

（利用の不許可）

第９条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事務ブース等の利用又は許可事項の変更を許可しないことができる。

（１）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

（２）センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

（３）その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認めるとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、その利用を不適当と認めるとき。

（使用料の納付）

第10条　事務ブース等の利用の許可を受けたもの（以下「事務ブース等利用者」という。）のうちロッカー及び会議室を利用するものは、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に納期限を定めるときは、当該納期限までに使用料を納付しなければならない。

２　事務ブース等利用者のうち事務ブース及び貸事務室を利用するものは、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

３　前項の場合において、同項に規定するものは、毎月末日までに、翌月分の使用料を納付しなければならない。ただし、利用を開始する日の属する月の使用料の納期限は、市長が別に定める。

（平20条例158・一部改正）

（使用料の減額又は免除）

第11条　市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第12条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

（１）事務ブース等利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

（２）利用しようとする日前７日までに利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めたとき。

（３）前２項に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めたとき。

（利用の目的の変更等の禁止）

第13条　事務ブース等利用者は、利用の目的を指定管理者の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（特別の設備等）

第14条　事務ブース等利用者は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

（利用の許可の取消し等）

第15条　指定管理者は、事務ブース等利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

（１）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（２）第７条第２項の規定による利用の許可の条件に違反したとき。

（３）第９条各号に掲げる事由が生じたとき。

（４）偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認めるとき。

（入館の制限）

第16条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

（１）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

（２）センターの管理上支障があると認めるとき。

（３）前２号に掲げる場合のほか、その利用を不適当と認めるとき。

（原状回復の義務）

第17条　センターの入館者は、センターの利用が終わったとき、又は第15条の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたとき、若しくは前条の規定により退館を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第18条　センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、

又は免除することができる。

（指定管理者による管理）

第19条　センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第20条　指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

（指定管理者の指定の基準）

第21条　市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

（１）事業計画がセンターの設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。

（２）事業計画がセンターの効果的な管理を実現するものであること。

（３）事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。

（４）管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

（指定管理者の指定等の公告）

第22条　市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

（指定管理者の業務の範囲）

第23条　指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（１）第３条に掲げる事業の実施に関すること。

（２）センターの施設の利用の許可に関すること。

（３）センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

（指定管理者の原状回復の義務）

第24条　指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（委任）

第25条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成18年10月27日から施行する。ただし、第１条、第２条及び第19条から第23条までの規定は、公布の日から施行する。

（平18条例85・一部改正）

附　則（平成18年７月25日条例第85号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年12月12日条例第158号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して12月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（平成21年規則第92―２号で、規則で定める日を平成21年10月１日とした。）

（施行前の準備）

２　静岡市番町市民活動センターに係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、静岡市市民活動センター条例第20条から第22条までの規定の例により行うことができる。

附　則（平成26年３月20日条例第20号）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の静岡市市民活動センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定（事務ブース及び貸事務室の使用料に係る規定を除く。）は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る使用料について適用し、同日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

３　新条例別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日前にした納入の通知により同日以後の事務ブース又は貸事務室の使用料を納付した者に係る当該納付済みの期間の事務ブース及び貸事務室の使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成31年３月20日条例第17号）

（施行期日）

１　この条例は、平成31年10月１日から施行する。ただし、附則第４項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の静岡市市民活動センター条例（以下「新条例」という。）別表１静岡市番町市民活動センター（１）事務ブース、貸事務室及びロッカー使用料の表及び別表２静岡市清水市民活動センター（１）事務ブース及びロッカー使用料の表の規定は、利用期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる使用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する使用に係る使用料については、なお従前の例による。

３　新条例別表１静岡市番町市民活動センター（２）会議室使用料の表及び別表２静岡市清水市民活動センター（２）会議室使用料の表の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

４　新条例別表の規定に基づく使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

別表（第10条関係）

（平20条例158・全改、平26条例20・平31条例17・一部改正）

１　静岡市番町市民活動センター

（１）　事務ブース、貸事務室及びロッカー使用料

区分	単位	使用料
事務ブース	１ブース１月につき	5,230円
貸事務室	１室１月につき	15,710円
ロッカー	１個１月につき	310円

備考　利用期間に１月に満たない端数がある場合は、これを１月として計算する。

（２）　会議室使用料

室名	収容人員	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時30分まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで
大会議室	60人	1,250円	1,670円	1,880円	2,720円	3,140円	4,600円
中会議室	30人	620円	830円	940円	1,360円	1,570円	2,300円

小会議室	15人	310円	410円	470円	680円	780円	1,150円

備考　日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、午前（午前９時から正午まで）、午後（午後１時から午後６時まで）及び午前・午後（午前９時から午後６時まで）の区分とし、大会議室の午前の使用料にあっては1,250円と、午後の使用料にあっては2,090円と、午前・午後の使用料にあっては3,140円とし、中会議室の午前の使用料にあっては620円と、午後の使用料にあっては1,040円と、午前・午後の使用料にあっては1,570円とし、小会議室の午前の使用料にあっては310円と、午後の使用料にあっては520円と、午前・午後の使用料にあっては780円とする。

２　静岡市清水市民活動センター

（１）　事務ブース及びロッカー使用料

区分	単位	使用料
事務ブース	１ブース１月につき	5,230円
ロッカー	１個１月につき	310円

備考　利用期間に１月に満たない端数がある場合は、これを１月として計算する。

（２）　会議室使用料

室名	収容人員	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時30分まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで
第１会議室	28人	620円	830円	940円	1,360円	1,570円	2,300円
第２会議室	24人	620円	830円	940円	1,360円	1,570円	2,300円

備考　日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、午前（午前９時から正午まで）、午後（午後１時から午後６時まで）及び午前・午後（午前９時から午後６時まで）の区分とし、午前の使用料にあっては620円と、午後の使用料にあっては1,040円と、午前・午後の使用料にあっては1,570円とする。